

運行管理者指導講習手数料、及び適性診断手数料助成制度要綱

令和6年3月28日制定

一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行管理者の講習（以下「指導講習」という。）、及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断（以下「適性診断」という。）の手数料の助成について、必要な事項を定める。

(資格・要件)

第2条 会員は兵ト協が指定する機関（以下「指定機関」という。）において、兵庫県内の事業所に選任された運行管理者、及び運行管理補助者等に指導講習を受講させた手数料、並びに兵庫県内の事業所に選任された運転者、または選任する従業員に適性診断を受診させた手数料を対象とする。

(指導講習及び適性診断)

第3条 助成の対象となる指導講習、及び適性診断は別に定める。

(指定機関)

第4条 指定機関は別に定める。

2 前項の指定機関は指導講習、及び適性診断を実施する機関から申請があった場合、兵ト協が審査をおこない指定する。

(助成額)

第5条 助成額は独立行政法人自動車事故対策機構（以下「事故対」という。）の定める手数料を基準とする。

ただし、指定機関の定める手数料が事故対の定める手数料を下回る場合は、指定機関の定める手数料を助成額とする。

(指導講習、及び適性診断の申込方法等)

第6条 会員は指定機関の定める申込方法により申込みするものとする。

ただし、第3条の指導講習、及び適性診断の1事業年度における申込みは、1名につき1助成1回を限度とする。

(助成の交付)

第7条 前条申込みによる手数料は、指定機関が兵ト協に請求し兵ト協が指定機関に支払うものとする。

ただし、会員が指定機関に手数料を直接支払ったものは助成対象とならない。

なお、本事業予算が上限に達したときは当該年度の事業を終了し、指定機関にその旨を通知する。

(協定)

第8条 本事業における手数料の請求、及び支払いについては兵ト協と指定機関が協定を締結し、定めるものとする。

(その他)

第9条 本要綱に定めのない事項については、その都度協議し対処する。

(附則)

本要綱は、令和6年4月1日から適用する。